

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【基本的な考え方】

富士電機(注)は、基本理念を次のとおり定めております。

富士電機は、地球社会の良き企業市民として、地域、顧客、パートナーとの信頼関係を深め、誠実にその使命を果たします。

●豊かさへの貢献 ●創造への挑戦 ●自然との調和

この基本理念の実現に向けて、当社のコーポレート・ガバナンス体制は経営監督、重要な意思決定の機能を担う「取締役会」、経営監査の機能を担う「監査役」・「監査役会」を設置しております。

これらの経営監督、経営監査機能の強化に向け、社外役員を積極的に招聘し、客観的視点から経営監督、経営監査の役割を担っていただくとともに、富士電機の経営全般に対し、多角的視点から有用な助言・提言をいただくことにより経営判断の妥当性の確保を図っております。

また、これらの機能・役割が十分発揮されるよう、社外役員候補者の決定に際しては、候補者本人及びその出身元の会社等との人的関係、資本的関係、取引関係等を勘案し、当社からの独立性が保たれた社外役員構成といたします。

その他、業務執行機能の強化に向け、執行役員制度を採用しております。

(注)本報告書における「富士電機」の表現は、当社並びに当社の子会社及び関連会社から成る企業集団を指します。

【基本方針】

- (1)株主の権利・平等性の確保
- (2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- (3)適切な情報開示と透明性の確保
- (4)取締役会の責務の遂行
- (5)株主との対話

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】(政策保有株式)

当社は、業務提携や取引維持・強化等の事業活動上の必要性及び発行会社の株価動向等のリターンとリスクを勘案して、保有する株式数を含めて合理性があると認める場合に限り、上場株式を政策的に保有します。株式市場や当社を取り巻く事業環境の変動を勘案して合理性を定期的に確認し、保有継続の可否及び株式数の見直しを実施します。

政策保有株式の議決権に関しましては、発行会社の適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備や中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断して行使します。必要がある場合には、議案の内容等について発行会社と対話します。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、取締役及び取締役が支配する会社との取引、並びに主要株主(議決権10%以上保有)との取引のうち重要なものについて、取締役会規則に基づき取締役会の承認を要するものとしています。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1)経営理念、経営方針、中期経営計画

1) 経営理念、経営方針

当社の経営理念及び経営方針は、以下のURLにおいて開示しております。

<http://www.fujielectric.co.jp/about/corporate/philosophy/index.html>

2) 中期経営計画

当社の2018年度中期経営計画は、以下のURLにおいて開示しております。

<http://www.fujielectric.co.jp/about/ir/policy/plan.html>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「I. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会は、代表取締役社長に対して、各取締役の個別の報酬額に関する決定を委任しております。委任を受けた代表取締役社長は、開示されている「取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針」及び社外取締役の確認を経た報酬基準に基づいて、これを決定する仕組みとしています。

(4)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

指名方針は、常勤取締役については、当社の経営方針の遂行に必要な資質・経験等を勘案し候補者を決定します。社外取締役については、富士電機の経営監督機能の強化及び重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、多面的な経営判断に必要な見識・経験・富士電機の経営に対する理解及び当社からの独立性等を総合的に勘案し、候補者を決定します。常勤監査役については、富士電機の業務全般にわたり精通するとともに、監査役に必要な専門知識・経験等を勘案し、候補者を決定します。社外監査役については、富士電機の経営監督機能の強化とともに、経営判断に有用な助言、提言をいただくため、監査に必要な専門知識を有するとともに、多面的な経営判断に必要な見識・経験・富士電機の経営に対する理解及び当社からの独立性等を総合的に勘案し、候補者を決定します。

取締役会は、取締役及び監査役候補の指名を行うに当たり、当社取締役会規則に基づき指名し、監査役については監査役会の同意を得て、指名しています。

(5)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の指名についての説明

定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類の取締役及び監査役選任議案に記載のとおりであります。

なお、定時株主総会招集ご通知は、以下のURLにおいて開示しております。

<http://www.fujielectric.co.jp/about/ir/stock/meeting/index17.html>

【補充原則4-1-1】(取締役会から経営陣への委任)

当社は、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項、並びに、これに準ずる事項として、その重要性及び性質等に鑑み、取締役会における決議事項とすることが適当であると取締役会規則に定められている事項について、取締役会において判断・決定しております。

取締役会において議論される経営戦略や経営計画策定等の方向性に基づき、業務執行に関する決定を当社の経営陣に委任しております。

具体的には、業務執行の責任者として執行役員を配置し、業務執行取締役及び執行役員で構成された経営会議において、取締役会から委任された業務執行に関する決定を行っております。経営会議の結果は、取締役会に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとなっており、取締役会による業務執行の監督の実効性を確保しております。

【原則4-9】(独立性判断基準)

下記「II. 1. 【独立役員関係】」に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-1】(取締役会の構成)

「【原則3-1】(4)」に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2】(取締役及び監査役の兼任状況)

取締役及び監査役の重要な兼任状況は、株主様向け報告書の事業報告に記載のとおりであります。

なお、株主様向け報告書は、以下のURLにおいて開示しております。

<http://www.fujielectric.co.jp/about/ir/stock/meeting/index17.html>

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性評価)

1) 決定されたスケジュールに従い、取締役会は計13回開催され、重要事項につき適切に審議・決定されています。

2) 事前に資料を提供した上で、適切な審議項目数・審議時間が設定され、活発な議論が行われています。

3) 経営状況について報告を定期的に受け、業務執行の監督をしています。

4) 取締役会運営の在り方について、適時議論が行われ、その結果が反映されています。

なお、本年5月においては、重要な財産の処分及び譲受等に関する取締役会付議基準を改定し、取締役会から経営陣への委任範囲を見直しました。

【補充原則4-14-2】(取締役、監査役のトレーニング方針)

当社では、常勤役員に対しては就任前に法務・税務を含むコンプライアンス研修を実施し、就任後も継続的に必要な知識を習得する機会を提供しています。また、社外役員に対しては就任前に会社状況・役割期待についての説明を行っております。また、就任後においても社内向け技術成果発表会、事業拠点の視察会等に参加しております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

(1)株主との対話は、財務担当取締役又は社長室長が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけます。

(2)対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行います。

(3)個別面談以外の対話の手段として、投資家向け決算説明会や工場視察会などを実施します。

(4)対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて、会議体での報告やレポートの配付などにより、取締役・経営陣及び関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用をはかります。

(5)内部者取引管理規程を定め、インサイダー情報の流出防止を徹底します。なお、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とさせていただきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士通株式会社	74,333,064	9.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	47,456,000	6.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	46,726,000	6.26

株式会社みずほ銀行	22,254,001	2.98
朝日生命保険相互会社	19,775,915	2.65
ファナック株式会社	13,421,000	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	11,070,000	1.48
古河機械金属株式会社	11,025,732	1.48
古河電気工業株式会社	8,738,878	1.17
JP MORGAN CHASE BANK 380634	8,571,658	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

富士古河E&C株式会社は、当社の子会社で、東京証券取引所第二部に上場しています。富士電機の一員として、同社と経営理念、経営方針を共有しつつも、同社の経営活動の独立性は十分に尊重しています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
丹波 俊人	他の会社の出身者								○			
立川 直臣	他の会社の出身者								△	△		
林 良嗣	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹波 俊人	○	丹波 俊人氏が代表取締役会長を務める東京センチュリー株式会社及び同氏が代表取締役副社長を務めていた伊藤忠商事株式会社と当社の間には取引関係があり、2016年度における東京センチュリー株式会社との取引金額は約28億円、伊藤忠商事株式会社との取引金額は約6億円です。	上場会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的・多面的見地に基づく助言、提言などにより、経営監督機能の強化および業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保の役割を担っていただいております。 また、当社の主要取引先の業務執行者でないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める基準に該当するものではありません。 なお、当社と東京センチュリー株式会社及び伊藤忠商事株式会社の間には営業取引関係がありますが、2016年度における当社の両社に対する売上高、および両社の当社に対する売

			上高はともに、左記のとおり当社または両社の総売上高の1%未満であります。
立川 直臣	○	立川 直臣氏が取締役を務めていた古河電気工業株式会社と当社の間には取引関係があり、2016年度における取引金額は約8億円です。 また、同氏が取締役会長を務める東京特殊電線株式会社において当社出身者1名が社外取締役に就任しております。	上場会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的・多面的見地に基づく助言、提言などにより、経営監督機能の強化および業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保の役割を担っていただいております。 また、当社の主要取引先の業務執行者でないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める基準に該当するものではありません。 なお、当社と古河電気工業株式会社の間には営業取引関係がありますが、2016年度における当社の同社に対する売上高、および同社の当社に対する売上高はともに、左記のとおり当社または同社の総売上高の1%未満であります。
林 良嗣	○	——	当社の経営方針に関連の深い環境工学の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的・多面的見地に基づく助言、提言などにより、経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保の役割を担っていただけるものと考えております。 また、当社から多額の金銭等を得ている事実はないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める基準に該当するものではありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査部門及び会計監査人から構成される会議体において、各監査機能の連携強化を図り、富士電機全体の監査の実効性の確保を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 美樹	他の会社の出身者										○			
木村 明子	弁護士													
平松 哲郎	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 美樹	○	佐藤 美樹氏が代表取締役会長を務める朝日生命保険相互会社と当社の間には金銭借入等の取引関係があり、2016年度末における借入金残高は約10億円です。	金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会、監査役会において客観的・専門的見地から当社の経営全般に関し有用な助言、提言を行うなど、経営監査機能の強化および意思決定の妥当性・適法性の確保に寄与しております。 また、当社の主要取引先の業務執行者でないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める基準に該当するものではありません。
木村 明子	○	——	弁護士として、国際的な資本調達をはじめ、企業法務案件に多数関与した経験に基づき、取締役会、監査役会において客観的・専門的見地から当社の経営全般に関し有用な助言、提言を行うなど、経営監査機能の強化および意思決定の妥当性・適法性の確保に寄与しております。 また、当社から多額の金銭等を得ている事実はないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める基準に該当するものではありません。
平松 哲郎	○	平松 哲郎氏が取締役副頭取を務めていた株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）と当社の間には金銭借入等の取引関係があり、2016年度末における株式会社みずほ銀行からの借入金残高は約205億円です。	金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会、監査役会において客観的・専門的見地から当社の経営全般に関し有用な助言、提言をいただくことにより、経営監査機能の強化および意思決定の妥当性・適法性の確保に寄与しております。 また、当社の主要取引先の業務執行者でないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める基準に該当するものではありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【独立社外役員にかかる独立性基準】

当社は、東京証券取引所をはじめとした国内金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有すると判断します。

- (1)主要株主
当社の主要株主（議決権保有割合10%以上の株主）又はその業務執行者である者
- (2)主要取引先
当社の取引先（弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタント又は法律事務所、監査法人もしくは税理士法人その他のコンサルティング・ファームを含む）で、過去3事業年度において毎年、取引額が当社又は相手方の年間連結総売上上の2%を超える取引先又はその業務執行者である者
- (3)メインバンク等
当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はそれらの業務執行者である者
- (4)会計監査人
当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員等である者
- (5)寄付先
過去3事業年度において毎年、1,000万円を超えかつその年間総収入の2%を超える寄付を当社から受けている組織の業務執行者である者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

常勤取締役に対して、年間の業績に連動した報酬を支給しています。支給水準は、業績を総合的に勘案して決定しています。その他、各常勤取締役は、役員持株制度を利用して自社株の取得に努めています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2016年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりです。

取締役: 269百万円(支給人員13名)

うち社外取締役22百万円(支給人員5名)

監査役: 80百万円(支給人員7名)

うち社外監査役: 22百万円(支給人員4名)

(注)

1. 上記の取締役に対する支給額には、2016年度に係る業績連動報酬の額は含めておりません。

2. 上記のほか、2015年度に係る業績連動報酬を常勤取締役(6名)に対し、86百万円支給しております。

3. 上記のほか、使用人兼務取締役(2名)に対する使用人分給として17百万円支給しております。

4. 下記の「報酬の額又はその算定方法の決定方針」に記載のとおり、常勤取締役については、定額報酬の一部について、役員持株会への拠出による自社株式の取得を義務付けておりますが、当該義務及び任意による役員持株会への拠出額、及び自社株式の取得持分は次のとおりです。

・取締役: 拠出額 19百万円、取得株式持分 36千株

・監査役: 拠出額 3百万円、取得株式持分 6千株

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役、監査役の報酬等は、株主の皆様への負担に配慮し、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準といたします。これらの体系、水準については、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証いたします。

(1) 常勤取締役

各年度の連結業績の向上、並びに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬等は、次のとおりの構成、運用といたします。

1) 定額報酬

役位に応じて、予め定められた固定額を支給するものといたします。

また、株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、本報酬額の一部の役員持株会への拠出を義務付けます。

2) 業績連動報酬

株主の皆様へ剰余金の配当を実施する場合に限り支給するものとし、その総支給額は、各年度の連結業績との連動性をより明確とするため、支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内といたします。

(2) 社外取締役及び監査役

社外取締役及び監査役は、富士電機全体の職務執行の監督又は監査の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬として、予め定められた固定額を支給するものといたします。

なお、社外取締役及び監査役の自社株式の取得は任意といたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする担当セクションは経営企画部門及び内部監査部門です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

■現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制は経営監督、重要な意思決定の機能を担う「取締役会」、経営監査の機能を担う「監査役」・「監査役会」を設置しております。

これらの経営監督、経営監査機能の強化に向け、取締役・監査役13名（男性12名、女性1名）中、6名を社外役員とし、客観的視点から経営監督、経営監査の役割を担っていただくとともに、富士電機の経営全般に対し、多角的視点から有用な助言・提言をいただくことにより経営判断の妥当性の確保を図っております。

また、業務執行機能の強化に向け、執行役員制度を採用しております。

各機関においては、その機能・役割を果たすべく次のとおり運営しております。

○取締役会

富士電機の経営監督と意思決定の機能を担っており、その構成員は8名中、3名を社外取締役としております。

社外取締役は、富士電機の事業に関連の深い学術領域の専門家、上場会社の経営者といった富士電機の経営に対する理解と、多面的な経営判断に必要な見識・経験を備えた人物に就任いただき、経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保の役割を担っております。

なお、取締役の事業年度に関する経営責任の明確化、及び環境変化に迅速に対応できる経営体制とするために、取締役の任期は1年としております。

○執行役員

富士電機の業務執行の機能を担っており、代表取締役からの委任を受け、取締役と同様に善管注意義務を負い、任期は1年としております。

取締役会決議により各々の業務担当を定め、責任の明確化及び業務執行の効率化を図っております。

○監査役・監査役会

富士電機の経営監査の機能を担っており、その構成員は5名中、3名を社外監査役としております。

社外監査役は、法律専門家、金融機関の経営者、企業経営者といった富士電機の経営に対する理解と、監査に必要な専門知識・経験を備えた人物に就任いただき、経営監査機能の強化の役割を担うとともに、取締役会等において経営全般について助言・提言をいただくことにより、社外取締役とともに業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性確保の役割を担っております。

監査役の機能強化に向けた取り組みは次のとおりであります。

・内部統制システム整備に関する基本方針に基づき、職務執行に必要な場合は内部監査部門又は経営企画部門の使用人に補助を求めることができます。

・職務執行において十分な情報を収集し得るため、社内規程を制定し、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への出席の機会の確保、監査役に対する定期報告及び重要書類の回付等、業務執行に係る情報収集の確保を図ります。

・当社及び会社法上の大会社である子会社の監査役から構成される会議体並びに監査役、内部監査部門及び会計監査人から構成される会議体において、各監査機能の連携強化を図り、富士電機全体の監査の実効性の確保を図ります。

・当社の監査役は次のとおり監査に必要な相当程度の知見を有しております。

奥野 嘉夫氏：営業をはじめ企業経営全般に関する知見

松本 淳一氏：財務会計をはじめ管理部門全般に関する知見

佐藤 美樹氏：財務会計をはじめ企業経営全般に関する知見

木村 明子氏：法務、財務会計に関する知見

平松 哲郎氏：財務会計をはじめ企業経営全般に関する知見

○その他業務執行、監督機能の充実に向けた具体的施策

・「経営会議」の設置

執行役員及び使用人の職務と権限を定めた社内規程を制定し、その運営の中心となる仕組みの一つとして、当社の代表取締役社長の諮問機関である「経営会議」を設置しております。

「経営会議」は執行役員から構成され、加えて当社の常勤監査役が常時出席することとしています。

・会社役員の報酬の決定に関する方針の設定

経営者報酬の客観性・透明性を確保するため、取締役会決議及び監査役の協議により取締役・監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めるとともに、当該方針に基づき2007年6月26日開催の第131回定時株主総会及び2013年6月25日開催の第137回定時株主総会にてご承認いただいた範囲内で会社役員の報酬等を支給しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載のとおりであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の20日前に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2017年の定時株主総会は、開催の集中が見込まれる2017年6月29日を回避した6月27日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる電磁的方法により議決権が行使できる環境にあります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2006年より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにより議決権が行使できます。
招集通知(要約)の英文での提供	自社ホームページ等に招集ご通知・事業報告(英文)を掲載しています。
その他	株主総会の開催場所として、株主の分布状況に鑑み、利便性の高い場所(東京23区内)を選定しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	対象者:株主 説明者:代表取締役社長、社長室長 摘 要:東日本地区、西日本地区のそれぞれにおいて、 工場見学会に合わせて開催(4工場、合計365名) 上記以外の取り組み ・証券会社支店等を利用した個人投資家向け説明会の開催(不定期)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	対象者:証券アナリスト、機関投資家、債券アナリスト、債券投資家、銀行、 マスコミ、合計100名程度 ・経営計画説明会 実施回数:年1回 説明者:代表取締役社長 ・事業戦略説明会 実施回数:年1回 説明者:各事業本部責任者 ・決算説明会 実施回数:年4回 説明者:取締役財務室長	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンスにおいて個別面談を実施 実施回数:年4回 説明者:社長室長	なし
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.fujielectric.co.jp/ir 掲載情報:決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・ 四半期報告書、会社説明会資料、富士電機レポート(アニュアル・CSR統合レ ポート)、株主向け事業報告(四半期毎)、株主総会招集ご通知、株主総会開催 状況、コーポレート・ガバナンスの状況等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:取締役財務室長 IR担当部署:社長室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
	経営理念、企業行動基準(経営理念及び経営方針と同URL)でその方針を掲げています。

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、持続的な成長と収益力の向上、環境保護に貢献する技術・製品の提供、企業活動を通じて社会に益する存在であることを実現し、経済的側面、環境的側面、社会的側面のバランスのとれた社会的存在価値の高い企業を目指しています。これらの活動のうち、環境的側面、社会的側面についての活動は「富士電機レポート」に記載し、これを公表しています。なお、環境に関しては、「富士電機地球環境保護基本方針」を定め、環境経営を統一性をもって持続的に発展させるために、その推進体制・組織、役割、運用に関して「環境経営に関する規程」を制定しています。また、環境経営に関する基本的かつ総合的な施策を審議・決定する機関として「富士電機地球環境保護委員会」を設置するとともに、この下部組織として「富士電機環境推進責任者会議」を開催し、中期環境経営計画の策定や具体的施策の展開を図っています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 次のコーポレート・ガバナンス体制により、経営の透明性、健全性の確保を図ります。

－経営責任の明確化と、経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期を1年とします。

－経営監督及び経営監査機能の強化、及び重要な業務執行に係る経営判断の妥当性の確保を図るため、これにふさわしい資質を備えた社外役員を招聘します。

2) 当社及び子会社の社員に対し、当社の経営理念、及び全社職員の行動規範である企業行動基準の精神を繰り返し説き、その徹底を図ります。

3) 業務執行の透明性、健全性の確保を図るため、社内規程に基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進します。

－当社の代表取締役が委員長を務める遵法推進委員会にて、当社及び子会社を取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図ります。

－規制法令毎に社内ルール、監視、監査、教育の各側面において役割、責任を明確にしたコンプライアンスプログラムを制定し、年間計画に基づき実施します。

－当社及び子会社の全常勤役員に対し、コンプライアンス研修を実施します。

－通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、当社及び子会社の使用人から当社の社長及び社外弁護士への通報を容易にする内部者通報制度を設置し、法令、定款、社内ルールに違反する行為の未然防止及び早期発見を図ります。

－上記のコンプライアンス体制により、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の排除に向け、組織的な対応を図ります。

4) 社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含めた内部監査を実施します。また、内部監査の実効性を確保するため、当社及び子会社の内部監査部門から構成される会議体において、各々の活動内容の共有化等を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な業務執行に係る記録等を確実に保存、管理し、取締役及び監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証するため社内規程を制定します。当該規程において、当該記録等の保存及び保管に係る責任者、取締役及び監査役に対する閲覧等の措置等を定めます。また、当該規程の制定、改廃においては監査役と事前に協議することとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社及び子会社の事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため社内規程を制定し、当該規程に基づき適切なリスク管理体制を整備するとともに、横断的な特定のリスクについては、リスク毎に担当部署を定め、リスク管理体制を整備します。

2) 大規模災害等の危機発生時の被害極小化を図るため、緊急時対応のマニュアルを制定します。当該マニュアルにおいて、危機管理担当役員、緊急事態発生時の会議体制及び対策本部の設置等を定めます。

3) 内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を社長に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

1) 執行役員制度を採用し、経営と執行の分離、及び意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会決議により各執行役員の業務分担を明確にします。また、執行役員及び使用人の職務と権限を定めた社内規程を制定し、業務執行に係る意思決定に関する権限と責任の所在を明確とします。

2) 当社社長の諮問機関として、執行役員等から構成される常設機関の経営会議を設置し、経営に関する重要事項の審議、報告を行います。当社の代表取締役は、必要に応じ経営会議における審議又は報告の概要を、当社の取締役会に報告することとします。

3) 各年度及び中期の当社及び子会社の経営計画を策定し、共有化を図るとともに、毎月、経営会議及び当社の取締役会にて事業部門毎に進捗状況を確認し、評価、見直しを行います。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、社内規程を制定し、当該規程に基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役会に報告します。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社及び子会社の業務執行に関する権限及び責任を定めた社内規程を制定し、当該規程に基づき、組織的かつ能率的な運営を図ります。また、子会社に対し、当該規程を遵守させ、子会社の業務執行に係る重要事項について、当社への報告又は当社の承認を得ることを求めます。

2) 当社及び子会社から成る企業集団全体の企業価値の最大化に向けて、上記の各項目につき、業務の適正を確保するための体制の整備を図ります。また、子会社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図ります。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査役は、その職務執行において必要に応じて内部監査部門又は経営企画部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は当該補助業務を取締役の指揮命令から独立して行うこととします。

2) 当該使用人が他の業務を兼務している場合は、当該補助業務を優先して行うこととします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項

監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため社内規程を制定し、当該規程において、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、当社及び子会社の役職員から監査役に対する定期報告及び重要書類の回付等、当社及び子会社の役職員の職務の執行に係る情報収集を可能とする具体的手段を定めます。

(9) 上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、上記(8)の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するものとします。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行うものとします。

(11) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 当社は当社及び子会社の経営に対する理解と、監査に必要な専門知識・経験を備えた社外監査役を招聘します。

2) 当社及び会社法上の大会社である子会社の監査役から構成される会議体並びに監査役、内部監査部門及び会計監査人から構成される会議体において、各監査機能の連携強化を図り、当社及び子会社から成る企業集団全体の監査の実効性の確保を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動基準において、法令その他社会的規範の遵守を行動指針の一つとして掲げるとともに、反社会的勢力及び団体との絶縁を宣言しています。

富士電機各社は、上記の企業行動基準の徹底、コンプライアンス規程及びコンプライアンスプログラムに基づく下記体制の確立・推進により、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の排除に向け、組織的な対応を図ることを内部統制システムに関する基本方針に定めることとしております。

(1) 人事・総務部門を反社会的勢力対応部署とし、平素より警察や「大崎地区特殊暴力防止対策協議会」等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報の収集に努めます。

(2) 反社会的勢力及び団体から不当な要求を受けた場合には、反社会的勢力対応部署から遵法推進委員会に対して速やかに報告するとともに、外部専門機関及び弁護士等と連携を図りながら、所定のマニュアルに基づき組織的に対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

富士電機は、基本理念を実践し、企業価値の持続的向上を図る過程で、独自の技術、経験及びノウハウ等を積み重ねるとともに、顧客、取引先、地域社会、従業員等さまざまなステークホルダーとの間の良好な関係の維持、発展に努めてまいりました。これらは、富士電機の有形・無形の貴重な財産であり、いわば「富士電機のDNA」とも呼ぶべき、富士電機の企業価値の創造を支える源泉であります。

富士電機は、その経営理念に基づき、環境の変化に適合した経営を実践し、中長期的な視野で企業価値と株主の皆様のご共同利益を一層向上させていくことが、富士電機の企業価値を損なう当社株式の買付行為に対する最も有効な対抗手段であると認識しており、その実現に努めてまいります。

また、当社の株式価値を適正にご理解いただくようIR活動に積極的に取り組むとともに、株主の皆様には四半期毎の業績等に関する報告書の発行、工場見学会の開催等により、富士電機に対するご理解をより一層深めていただくよう努めてまいります。

当社取締役会は、上場会社として株主の皆様のご自由な売買を認める以上、特定の者による当社株式の大規模買付行為がなされる場合、これに応ずるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきと考えます。

しかしながら、一般にも高値での売り抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、当社取締役会は、このような富士電機の企業価値・株主の皆様のご共同利益を損なう当社株式の大規模買付行為や提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えております。

現時点において、当社株式の大規模買付に係る具体的な脅威が生じている訳でなく、また当社としても、そのような買付者が現れた場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかし、当社取締役会は、株主の皆様から経営の負託を受けた経営者の責務として、富士電機の企業価値・株主の皆様のご共同利益を損なうおそれがある株式の大規模買付行為がなされた場合に適切な措置を執り得る社内体制を整備いたします。

2. 基本方針を実現するための当社の取り組み

(1) 企業価値向上の取り組み

富士電機は、持続的成長に向けた基本戦略として、世界各国で見込まれるエネルギー・環境投資を背景として、長年培ってきた電気を自在に操る「パワーエレクトロニクス技術」をベースとし、グローバル市場で成長を成し遂げることを目指しております。

その実現に向け、迅速に経営リソースを「エネルギー・環境」事業にシフトし、「事業を通じてグローバル社会に貢献する企業」として企業価値の最大化とCSR経営の実現を目指します。

(2) 基本方針に照らし不適切な者による当社の支配を防止するための取り組み

当社は、上記1. の基本方針に基づき、富士電機の企業価値・株主の皆様のご共同利益を損なう、又はそのおそれのある当社株式の買付行為に備え、社内体制の整備に努めております。

具体的には、日常より当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、平時より有事対応の初動マニュアルを整備し、外部専門家との連携体制等を整えておりますが、今後とも迅速かつ適切に具体的な対抗措置を決定、実行し得る社内体制の充実を努めてまいります。

また、いわゆる「買収防衛策」の導入につきましても、法制度や関係当局の判断・見解、社会動向やステークホルダーの意見等を踏まえ、企業価値、株主の皆様のご共同利益の確保、向上の観点から、引き続き検討してまいります。

3. 上記の取り組みに対する取締役会の判断及び判断理由

当社取締役会は、上記2. (1)の取り組みが当社の企業価値を中期的に維持・拡大させるものであり、また、同2. (2)の取り組みが富士電機の企業価値・株主の皆様のご共同利益を毀損するような当社株式の大規模買付行為に対応するための社内体制を整備するものであることから、そのいずれの取り組みも、上記1. の基本方針に即したものであり、株主の皆様のご共同利益を損なうものではなく、現経営陣の地位の維持を目的とするものでもない旨を確認し決議しました。

また、監査役についても上記2. の取り組みについてその具体的運用が適切に行われることを条件として、全員が同意しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、法令及び当社が上場している金融商品取引所が定める規則に則り、公正で、透明性の高い情報の開示を適切に行うことを経営の重要課題と認識し、経営者自ら取り組んでおります。

また、役職員が常に心がけ行動すべき基本的事項を定めた企業行動基準において、株主・投資家への誠実で積極的な情報開示、コミュニケーションを図ることで、相互理解、信頼関係を深めることを行動規範としております。

以上の基本方針に則り、次の社内体制を構築しております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

会社情報の適時開示の適切な実施に向け、次のとおり当社並びに子会社・孫会社全体にわたる適時開示体制を構築しております。

(1) 決定事実及び発生事実

執行役員及び使用人の職務と権限を定めた社内規程において、当社並びに金融商品取引法に規定する当社の子会社・孫会社が適時開示を含め重要な社外発表を行う場合は、当社社長の決裁を得るものとしております。

これらの適時開示すべき情報は経営企画部門に集約され、情報取扱責任者である経営企画部門長の所管のもと、開示担当部署である経営企画部門が、広報・IR部門、財務部門、法務部門並びに関連部門と連携し、金融商品取引法や金融商品取引所の適時開示規則に基づき適時開示の必要性を判断のうえ、内容の適法性、適正性を確認し開示資料を作成します。

適時開示情報のうち、決定事実については取締役会の承認を得た上で、発生事実については社長の承認を得た上で、経営企画部門が開示しま

す。

また、上記の業務ラインとは別に法令等の違反の疑いがある行為等について当社並びに当社の子会社・孫会社の従業員から当社社長への内部通報制度を制定し、網羅的な情報収集に努めております。

(2)決算情報並びに業績予想、配当予想の修正等

当社並びに当社の子会社・孫会社の決算情報並びに業績予想、配当予想の修正等に関する適時開示すべき情報は、当社の財務部門に集約されます。

決算情報については、社内規程により、当社の子会社・孫会社各社の代表者に対し各社の決算内容の適正性に関する確認書の提出を義務付けるとともに、金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制監査制度について、内部統制の構築、評価及び報告に関する適切な運営を義務付け、内容の適正性の確保を図っております。

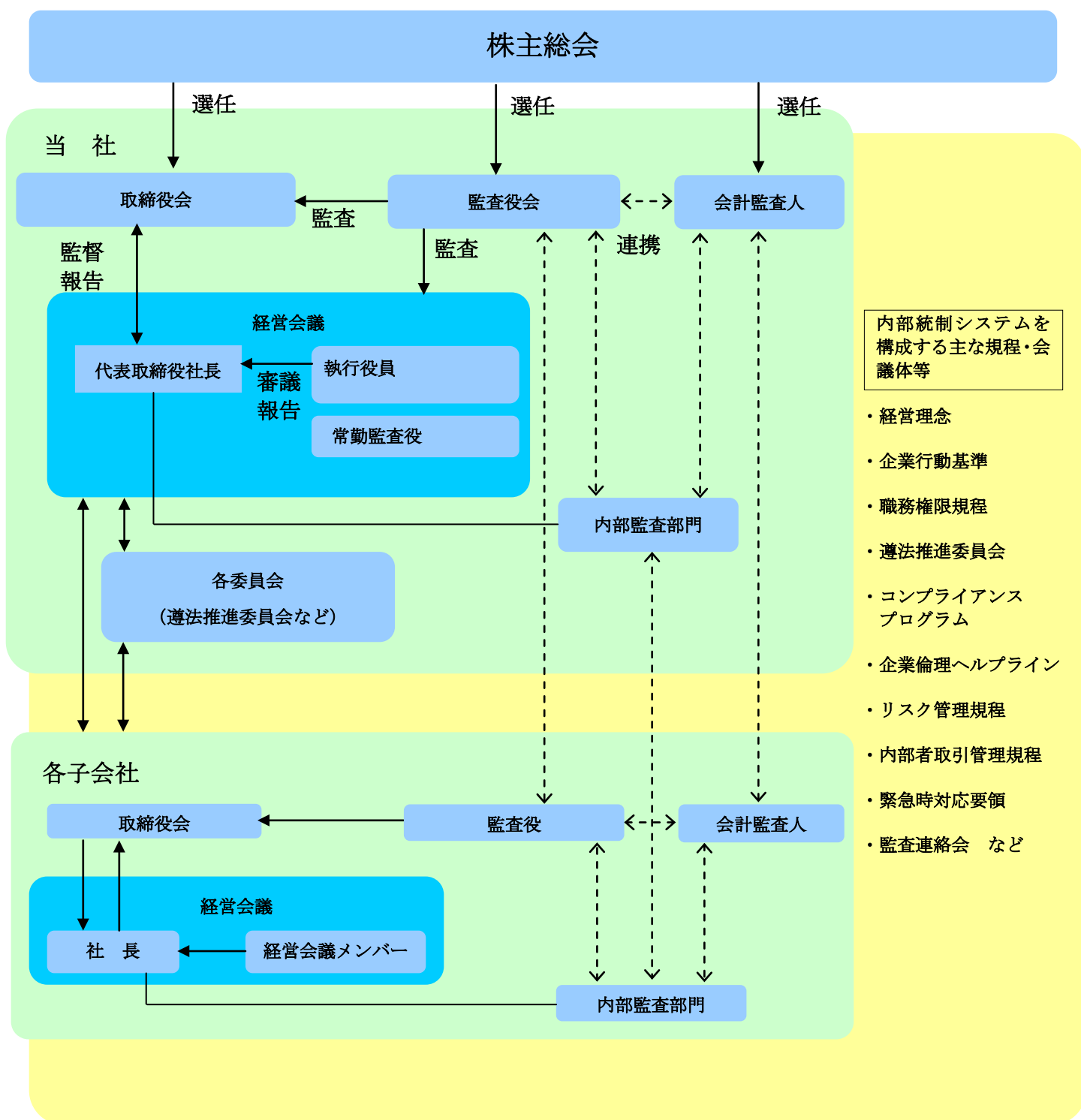
以上により収集された情報に基づき、情報取扱責任者である経営企画部門長の所管のもと、財務部門が広報・IR部門、経営企画部門及び法務部門と連携し、金融商品取引法や金融商品取引所の適時開示規則に基づき適時開示の必要性を判断のうえ、内容の適法性、適正性を確認し開示資料を作成します。

これらの適時開示情報については取締役会の承認を得た上で、経営企画部門が開示します。

(3)その他の取り組み

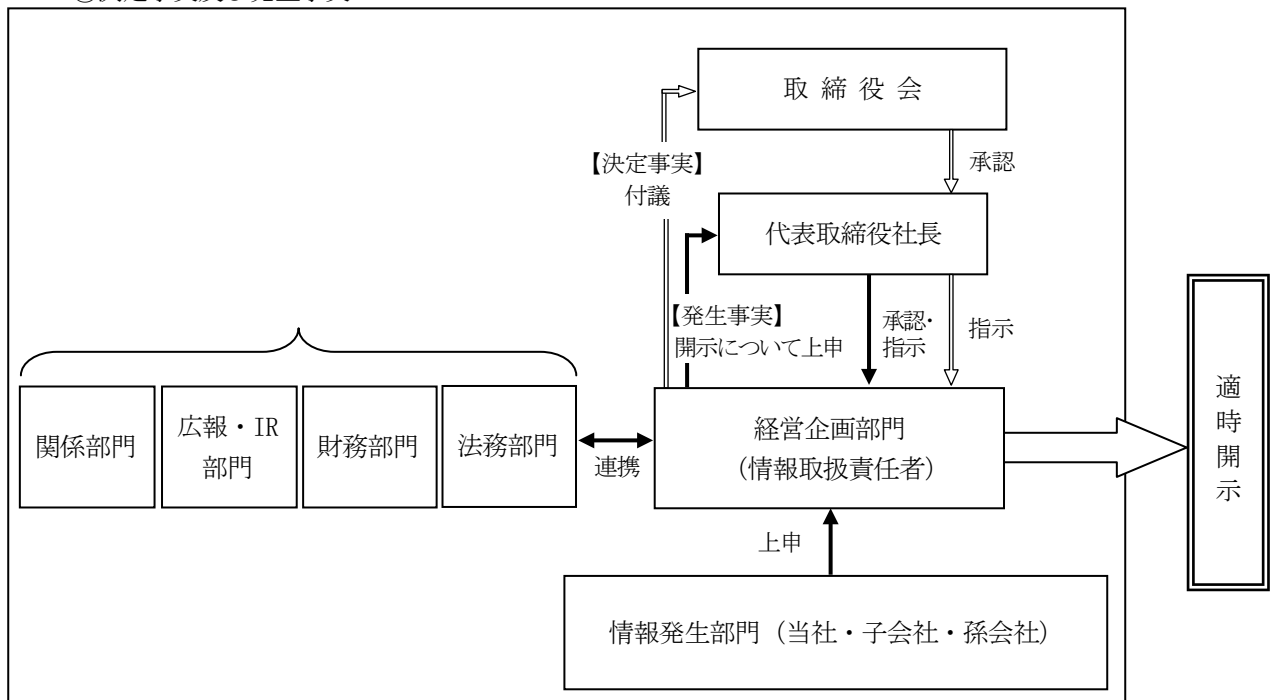
上記の適時開示体制のモニタリングとして、監査役及び社長直轄の内部監査部門による監査のほか、規制法令毎に社内ルール・監視・監査・教育の各側面における役割と責任を明確にしたコンプライアンスプログラムに基づき、適時開示に係る法令遵守に向けた年間計画を策定し半期毎に実施状況をフォローしております。

【コーポレート・ガバナンス体制】

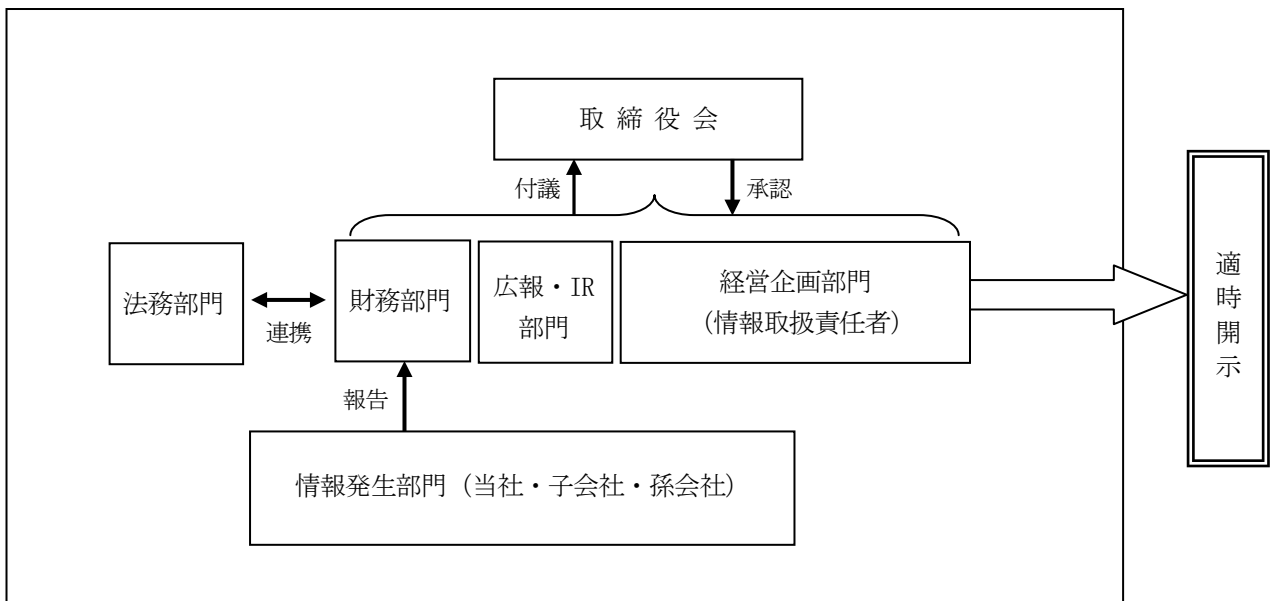


【適時開示に係る体制】

①決定事実及び発生事実



②決算情報並びに業績予想、配当予想の修正等



以 上